

## 銚子市特定市税等債権対策委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、特定市税等債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、当該債権に係る個別の事案ごとに専門的立場からの具体的な助言、判断等を受けることができるようにすることにより滞納整理の推進を図り、もって市税及び市税以外の市債権の徴収に対する市民の信頼の確保に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「特定市税等債権」とは、次の各号に掲げる債権をいう。

- (1) 滞納整理に当たって高度な専門知識が必要なもの
- (2) 滞納処分の実行の停止又は不納欠損処分をすることについて、専門的な立場からの判断等を聴く必要があると認められるもの
- (3) その他特別な事情により徴収困難なもの

### (設置)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、銚子市特定市税等債権対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、副市長をもって委員に充てるほか、非常勤の委員7人以内をもって組織する。

### (所掌事務)

第4条 委員会は、市長の求めに応じて、次の各号に掲げる特定市税等債権に係る事務を処理する。

- (1) 滞納処分について意見を述べ、又は滞納処分の指針を示すこと。
- (2) 滞納処分の執行停止及び不納欠損処分をすることについて判断を示すこと。
- (3) 滞納処分に係る理論上・技術上の助言を行うこと。
- (4) 前各号に関連する事務に関し助言又は指導を行うこと。

### (委員)

第5条 非常勤の委員は、債権回収に専門的知識を有する者その他その者の経歴等を勘案して適当と認めるもののうちから市長が任命する。

2 非常勤の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

2 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、市長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、議事運営を主宰する。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、地方税法(昭和25年法律第226号)に定める守秘義務の適用については、税務に従事する職員とみなす。

(非常勤の委員の報酬等)

第9条 非常勤の委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員等の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例(昭和31年銚子市条例第36号)に基づき支給する。

2 非常勤の委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務企画部税務課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。